



第20回 明治神宮外苑大学クリテリウム

コミュニケ No.10

2026.2.26.

Doping Control (ドーピング検査)

1 大会概要書 特別規則 第14条 (ドーピング・コントロール) (再掲)

1. 全ての競技会は、ドーピング・コントロール対象大会となる可能性があります。
2. 本競技会参加者 (18歳未満の競技者を含む。以下同じ) は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなします。18歳未満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなします。
3. 本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯して下さい。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) のウェブサイト <https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html> からダウンロードできます。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出して下さい。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出て下さい。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出して下さい。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切影響がないものとします。
4. 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査 (尿・血液等検体の種類を問わず) を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性があります。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意して下さい。
5. 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意して下さい。
6. 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト <http://www.playtruejapan.org> にて確認して下さい。

2 2022年4月14日に改定されたUCIアンチ・ドーピング規則により、検査対象競技者の掲示は、一切行わない。対象者への通告はDCOまたはシャペロンによってのみ行われる。

3 検査対象となった競技者は、DCOまたはシャペロンに通告され次第、可能な限り速やかにドーピング検査室に到着しなければならない。その際に、写真付ライセンスまたはその他の写真付き身分証明書を忘れず持参すること。

4 検査対象の選手は、表彰式への参加、メディア対応、同伴者または通訳との合流などの合理的な理由によりDCOの許可を得た場合は、ドーピング検査室への到着を遅らせるまたは一時的に検査室を離れることができる。しかし、DCOの許可なくドーピング検査室への到着が遅れる、または離れた場合にはアンチ・ドーピング規則違反と判断される可能性がある。

5 参考リンク

JSCO使用可能薬リスト2025年1月1日版

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/anti_doping/anti-doping-med-list_2025.pdf

グローバルDRO (あなたの薬は禁止されていますか?)

<https://www.globaldro.com/JP/search>

スポーツファーマシスト検索

<http://www3.playtruejapan.org/sports-pharmacist/search.php>

JADAクリーンスポーツアスリートサイト

<https://www.realchampion.jp>



nichinao



Innovation & Action
INDOAC



ユニバーサル・フィナンシャル
UNIVERSAL
FINANCIAL